

令和6年第2回 入間市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和6年2月27日(火) 開会 午前 9時14分

2. 開催場所 入間市庁舎 C棟 5階 501会議室

3. 出席委員(12人)

会長 12番 中島敦夫

会長代理 10番 久保田勝

委員 1番 小澤正幸 2番 宮岡幸江 3番 清水 昇

4番 中島伸吉 5番 清水裕司 6番 宮岡康光

7番 上原和子 8番 中村勝雄 9番 荻野 実

11番 野村雅紀

4. 欠席委員(0人)

5. 早退委員(0人)

6. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名 4番 中島伸吉 5番 清水裕司

第2 議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請の意見具申について

議案第2号 農用地利用集積計画の策定に係る農業委員会の意見決定について

報告第1号 農地賃貸借合意解約について

報告第2号 農地法第3条の3の規定による届出について

報告第3号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について

報告第4号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について

7. 農地利用最適化推進委員

間野 哲 的場利夫 三木康行

豊泉 隆 岩田 浩 田中 勲

宇津木保男 大室芳子

8. 農業委員会事務局職員

事務局長 岩崎 聡

主 幹 河西 多郎

主 事 中島 健人

9. その他の出席者

10. 会議の概要

○議長

ただいまの出席は、農業委員12名、農地利用最適化推進委員8名であります。

農業委員の出席が定足数に達しておりますので、これより第2回入間市農業委員会を開会いたします。

欠席の届出は、齋藤勲推進委員です。

会期についてお諮りいたします。会期は、本日1日としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なし。の声)

○議長

ご異議ないものと認めます。よって、会期は本日1日と決定いたしました。

次に、議事録署名委員の指名を行います。

委員会会議規則第13条第2項の規定により、4番、中島伸吉委員、5番、清水裕司委員、以上2名を指名いたします。

本日の付議議案は、お手元に配付してあるとおりです。

なお、議事参与の制限の規定により、議案第2号2番につきましては、7番、上原和子委員に対し、当該事案の審議開始から終了まで退席させていただくことになります。

それでは、議事に入ります。

議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請の意見具申について、を議題といたします。

それでは、1番を議題といたします。

担当5番、清水裕司委員、説明を願います。

○農業委員5番（清水裕司君）

5番、清水です。議案第1号の1番について、ご説明を申し上げます。

1番、譲受人、筆数、面積、申請理由、摘要については、配付議案書のとおりでございます。

2月23日に、齋藤推進委員とは別々に、申請地の状況などを確認して参りました。

申請地は、案内図のとおり、周囲には農地並びに、申請者の勤務施設、駐車場などがある箇所となっております。

転用計画については、本日お手元にお配りしてあります土地利用計画図のとおり、東側既

存敷地にある〇〇駐車場の敷地拡張による利用となります。面積も必要最小限であり、周辺への影響もない形で施工することなどから、農地転用申請はやむを得ないと思われませんが、ご審議の程よろしくお願い申し上げます。

本日、齋藤推進委員はご欠席ですけれども、齋藤推進委員からも予め確認して、異議がないということをお伺いしておりますので、付け加えて申し上げます。よろしくお願いいたします。

○議長

ありがとうございました。

続いて、農地法に基づく許可検討事項について、事務局に説明を願います。

○事務局

事務局の方からの説明でございますが、先ほど清水委員からのご説明がありました通り、本日も配付しております、1号1番の資料の図面方も一緒に見ながら、聞いていただければと思います。

議案第1号1番について申請地は、農用地区域内であったため、過去に農業委員会において、農業振興地域整備計画の変更の意見について審議し、「意見なし」と市へ回答いたしました。その後、農用地区域から除外されております。

都市計画法に関しては、建築物を建てる計画ではないため、開発許可等は必要ありません。

続きまして、農地法第5条許可申請における許可検討事項について、ご説明いたします。

申請地の農地の種別について確認したところ、周辺の公共施設の状況から第3種農地には該当いたしません。農地の集団性は、10ヘクタールを超える集団農地であることから、第1種農地に該当いたします。

これらのことを踏まえ、立地基準となる第1種農地の不許可の例外については、「既存の施設の拡張として、拡張の係る部分の敷地の面積が既存の施設の敷地の面積の1/2を超えないものに限る」に合致いたします。

次に、一般基準について予め事務局にて審査したところ、資金計画については、関係書類から、資金の調達については支障ないと判断できます。この他、一般基準についても全て合致しております。

つきましては、必要性が認められ、また周辺農地へ悪影響がないものと判断されれば、許可し得る状況であることをご報告申し上げます。

○議長

担当委員及び事務局の説明がありましたが、質疑がありましたらお願いいたします。

(宮岡幸江委員 挙手)

○農業委員 2 番 (宮岡幸江君)

ちなみに、この使用できなくなった理由は何でしょうか。今まで使用していた既存の駐車場の。

○事務局

事務局から説明させていただきます。今回ちょっと理由書の方の読み上げがございませんでしたので、その足りなくなった理由ということなのですが、理由につきましては、今まで借りていた駐車場が返却に迫られすでに返却したために、実際は車で来たい人も送ってもらったり、車以外の形で、〇〇〇の方に通われているという事でしたので、やむを得ない必要人数分の駐車場を確保する形での申請となっております。以上でございます。

○議長

よろしいですか。

○農業委員 2 番 (宮岡幸江君)

はい。

○議長

他に何かございませんか。よろしいですかね。

なければ質疑を終わり、採決いたします。許可することに賛成の方は挙手を願います。

(全員挙手)

○議長

全員賛成でございます。本件は、許可申請の意見具申でありますので、許可相当として県に進達いたします。

次に、2 番を議題といたします。

担当 7 番、上原和子委員、説明を願います。

○農業委員 7 番 (上原和子君)

7 番、上原です。議案第 1 号の 2 番についてご説明を申し上げます。

2 番、譲受人、筆数、面積、申請理由、摘要については、配布議案書のとおりです。

2 月 2 3 日に、三木推進委員と別々に、申請地の状況を確認してきました。

申請地は、案内図のとおりであり、周囲には北側は住宅数戸、南側は集団農地となる場所

です。

転用計画については、本日お手元にお配りしてあります土地利用計画図のとおり、南側市道へ接道をとる自己用住宅です。面積も必要最低限であり、周辺への影響も無い形で施工する事などから農地転用申請はやむを得ないものと思われませんが、ご審議の程宜しくお願いいたします。

○議長

ありがとうございました。

次に、三木康行委員、金子地区推進委員として、補足説明、ご意見等ございましたらお願いいたします。

○農地利用最適化推進委員（三木康行君）

2月23日に、上原委員と個別に現地を確認しました。

上原委員の言う通り、特に問題ないかと思われまのでよろしく願いいたします。

○議長

ありがとうございました。

続いて、農地法に基づく許可検討事項について、事務局に説明を願います。

○事務局

こちらにつきましても、先ほど上原委員よりご説明がありました通り、当日配布の土地利用計画図を一緒にご覧いただきながら、ご審議の方お願いします。

議案第1号2番について申請地は、農用地区域内であったため、過去に農業委員会において、農業振興地域整備計画の変更の意見について審議し、「意見なし」と市へ回答いたしました。その後、農用地区域から除外されております。

都市計画法に関しては、譲受人の親族が入間市の市街化調整区域に20年以上居住していることから、同法第34条第12号・市条例第5条第1項第2号イ（「当該開発行為に係る土地において、市又は隣接する市町の市街化調整区域に20年以上居住する親族を有する者が既存の集落に自己又は自己の親族が所有する土地において行うもの」）に合致し、開発許可相当（同法第29条）と判断されております。

続きまして、農地法第5条許可申請における許可検討事項について、ご説明いたします。

申請地の農地の種別について確認したところ、周辺の公共施設の状況から第3種農地には該当いたしません。農地の集団性は、10ヘクタールを超える集団農地であることから、第

1種農地に該当いたします。

これらのことを踏まえ、立地基準となる第1種農地の不許可の例外については、「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」に合致いたします。

次に、一般基準について予め事務局にて審査したところ、資金計画については、関係書類から、資金の調達については支障ないと判断できます。この他、一般基準についても全て合致しております。

つきましては、必要性が認められ、また周辺農地へ悪影響がないものと判断されれば、許可し得る状況であることをご報告申し上げます。

○議長

担当委員及び事務局の説明がありましたが、質疑がありましたらお願いいたします。
ありませんか。

(宮岡幸江委員 挙手)

○農業委員2番(宮岡幸江君)

頂いたこの資料の見方がちょっとよくわからないのですが。

○事務局

(資料の説明)

○農業委員2番(宮岡幸江君)

ありがとうございました。

○議長

他に何かございませんか。よろしいですかね。

なければ質疑を終わり、採決いたします。許可することに賛成の方は挙手を願います。

(全員挙手)

○議長

全員賛成でございます。本件は、許可申請の意見具申でありますので、許可相当として県に進達いたします。

続いて、議案第2号 農用地利用集積計画の策定に係る農業委員会の意見決定について、を議題といたします。

それでは、1番を議題といたします。

担当7番、上原和子委員、説明を願います。

○農業委員7番（上原和子君）

7番、上原です。議案第2号の1番についてご説明を申し上げます。

1番、借受人、筆数、面積、利用権種類については、配布議案書のとおりです。

2月23日に、三木推進委員と別々に、耕作状況などを確認してきました。

借受人は、地区内にて野菜栽培をする基幹農家です。現耕作地は作業場からすぐ北で、父親の代から借りていた畑で、借受人本人により耕作されております。

今回の申請地は野菜畑として利用する予定です。

入間市で自作地1.5ヘクタール以上耕作しており、また農機具も耕運機13台、トラクター3台、軽トラック2台など必要なものを所有しており、今後の耕作は支障ないものと思われませんが、ご審議の程よろしく願います。

○議長

ありがとうございました。

次に、三木康行委員、金子地区推進委員として、補足説明、ご意見等ございましたら願います。

○農地利用最適化推進委員（三木康行君）

2月23日に、上原委員とは別に確認してきました。

上原委員の言う通り、特に問題ないかと思われますのでよろしくお願いいたします。

○議長

ありがとうございました。

続いて、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想における要件具備の検討事項について、事務局に説明を願います。

○事務局

議案第2号の1番の説明に先立ち、補足説明を申し上げます。令和5年4月1日に施行された農業経営基盤強化促進法の一部改正に伴い、市町村が定める農用地利用集積計画は、農地中間管理機構である埼玉県農林公社が定める農用地利用集積等促進計画に統合されましたが、令和7年3月31日までの2年間は経過措置により今までとおりの利用権設定が可能となっております。今回はその経過措置による利用権設定となります。

上原委員に、ご説明いただきましたとおり、農業経営の見込みが立ち、入間市が定める「農

業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」に定める条件に合致するとともに、借受人の経営面積は、すべて耕作しております。

また、農作業従事日数は150日以上であり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしていることをご報告申し上げます。

○議長

担当委員及び事務局の説明がありましたが、利用権の設定であり、基本的構想における要件が具備されているものと認められますので、承認することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

○議長

ご異議ないものと認め、利用権の設定を行うことについて、承認することに決定いたしました。

次に、2番を議題といたしますが、議事参与の制限の規定により、上原和子委員に対し、当該事案の審議終了まで退席をお願いいたします。

(上原委員 退席)

○議長

それでは担当11番、野村雅紀委員、説明を願います。

○農業委員11番(野村雅紀君)

11番、野村です。議案第2号の2番についてご説明を申し上げます。

2番、借受人、筆数、面積、利用権種類については、配布議案書のとおりです。

2月23日に、三木推進委員とは別々に、耕作状況などを確認してきました。

借受人は、地区内にて野菜栽培をする基幹農家です。現耕作地は借受人家族4名、並びに臨時雇用5名等により耕作されております。

今回の申請地は野菜畑として利用する予定とのことでした。

入間市で自作地、借入地を含め2.5ヘクタール以上耕作しており、また農機具も耕運機10台、トラクター5台、軽トラック3台などを必要なものを所有しており、今後の耕作は支障ないかと思われませんが、ご審議の程よろしく申し上げます。

○議長

ありがとうございました。

次に、三木康行委員、金子地区推進委員として、補足説明、ご意見等ございましたらお願いいたします。

○農地利用最適化推進委員（三木康行君）

2月23日に、野村委員とは別に現地を確認しました。

野村委員の言う通り、特に問題ないかと思われますので、よろしく願いいたします。

○議長

ありがとうございました。

続いて、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想における要件具備の検討事項について、事務局に説明を願います。

○事務局

議案第2号の2番の利用権設定につきましては、野村委員に、ご説明いただきましたとおり、農業経営の見込みが立ち、入間市が定める「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」に定める条件に合致するとともに、借受人の経営面積は、すべて耕作しております。

また、農作業従事日数は150日以上であり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしていることをご報告申し上げます。

○議長

担当委員及び事務局の説明がありましたが、利用権の設定であり、基本的構想における要件が具備されているものと認められますので、承認することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

○議長

ご異議ないものと認め、利用権の設定を行うことについて、承認することに決定いたしました。

ここで、上原和子委員の退席を解除いたします。

（上原委員 着席）

○議長

次に、3番を議題といたします。

担当3番、清水昇委員、説明を願います。

○農業委員3番（清水昇君）

3番、清水です。議案第2号の3番についてご説明を申し上げます。

3番、借受人、筆数、面積、利用権種類については、配布議案書のとおりです。

2月24日に、宇津木推進委員と一緒に、耕作状況などを確認してきました。

借受人は、二本木地区を中心に市内外において野菜全般を栽培する農業法人です。耕作は家族3名で行っており、今回の申請地は野菜畑として利用する予定です。

市内で借入地を4.4ヘクタール以上耕作しており、また農機具も耕運機4台、トラクター4台、軽トラック3台、普通トラック3台、コンバイン2台などを必要なものを所有しており、今後の耕作は支障ないかと思われませんが、ご審議の程よろしくお願ひします。

○議長

ありがとうございました。

次に、宇津木保男委員、宮寺・二本木地区推進委員として、補足説明、ご意見等ございましたらお願いいたします。

○農地利用最適化推進委員（宇津木保男君）

2月24日に、担当の清水委員と一緒に、現地を確認しました。

清水委員の説明の通り、特に問題はないと思われしますので、よろしくお願ひいたします。

○議長

ありがとうございました。

続いて、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想における要件具備の検討事項について、事務局に説明を願ひます。

○事務局

議案第2号の3番の利用権設定につきましては、清水委員に、ご説明いただきましたとおり、農業経営の見込みが立ち、入間市が定める「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」に定める条件に合致するとともに、借受人の経営面積は、すべて耕作しております。

また、農作業従事日数は150日以上であり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしていることをご報告申し上げます。

○議長

担当委員及び事務局の説明がありましたが、利用権の設定であり、基本的構想における要件が具備されているものと認められますので、承認することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

○議長

ご異議ないものと認め、利用権の設定を行うことについて、承認することに決定いたしました。

次に、報告事項に入ります。

農地賃貸借合意解約については2件、農地法第3条の3の規定による届出については1件、同法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出については1件、同法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出については4件、それぞれ入間市農業委員会事務局事務専決規程第3条の規定により専決処分され、同規程第5条により、報告第1号、第2号、第3号及び第4号のとおり報告がありました。

これで付議された議案は、すべて終了いたしましたので、委員会を閉会します。

閉会 午前9時42分